



- 10月より個人番号(マイナンバー)が各世帯に配布されます。マイナンバーは住民票のある場所に書留で送付されます。住民票を動かしていない場合、手元に届きませんので、社員さんに対して、住民票を現住所に移すように指示しておくことが会社のマイナンバー対策の最初の一步です。

平成27年版労働経済の分析

分析テーマは「労働生産性と雇用・労働問題への対応」

- 厚生労働省から「平成27年版労働経済の分析」(通称「労働経済白書」)が公表されました。平成27年版では、経済再生に向けた我が国の課題、より効率的な働き方の実現、人口減少下における地域経済の在り方について分析を行いました。
- 主なポイントは
 - ① 経済の好循環を継続していくためには、労働生産性の向上が不可欠であり、そのためにはIT投資と人的資本投資などを効果的に組み合わせ、成長力を高める取組が重要。
 - ② 長時間労働を削減し、より効率的な働き方を実現することは、労働生産性の向上につながり、労働者だけでなく企業にも意義あり。
 - ③ 人口減少下の我が国の経済成長には、地域経済の活性化が重要。人材の集積による地域の労働生産性の向上を図ることや、長時間労働の削減といった環境整備を図ることで子育て世代の女性などの就労促進を図ることが必要となっています。



- 労働人口が減少していくためには、非正規労働者の活用と、労働生産性を向上させていくことは、どの会社でも不可欠であるようです。仕事の効率化については、ちょっとした整理整頓でも生産性は高まります。まず、出来るところから改善してみたいはいかがでしょうか？

イノベーション活動に対する企業の意識調査

イノベーション活動、企業の約4割が実施

- 帝国データバンクは、企業のイノベーション活動に対する見解について調査を実施しました。これによると、イノベーション活動は、企業の39.4%が実施しています。ただし、規模別にみると実施割合は「大企業」ほど高く、業界別にみると『製造』『サービス』で高く、『運輸・倉庫』『不動産』『建設』で低くなっており、規模や業界で実施状況が大きく異なります。
- 実施状況をタイプ別にみると、「プロダクト・イノベーション」(23.3%)「プロセス・イノベーション」(21.6%)「組織イノベーション」(21.0%)は2割台となっていますが、「マーケティング・イノベーション」は16.2%にとどまっています。効果については「商品・サービスのラインナップが拡充した」「商品・サービスの質が向上した」企業が4割超。ラインナップの拡充は「プロダクト・イノベーション」を実施した企業では6割台。市場シェアの拡大はマーケティング・イノベーションで高い効果が出ています。



- ここでの「イノベーション」とは、いままで自社で行ったことが無いことに挑戦することを指すそうです。イノベーションと聞くと敷居が高く感じますが、「いままでやったことがない」と反対されて、お蔵入りになったアイデアからでも始めてみてはいかがでしょうか？



【特集】マイナンバー制度⑦

～従業員等への事前周知事項

従業員等への事前周知事項のポイント

通知カードを捨てない・紛失しないことを周知

通知前に
これだけは必ず！

- 会社が社員からマイナンバーを取得するときに義務付けられている本人確認は、10月以降に送られてくる通知カードを利用することが最も実務的です。通知カードを利用しない本人確認では、自治体窓口を訪問して住民票の写しなどを取得しなければならず、従業員にとって手間がかかってしまうことをお伝えし、通知カードをなくさないよう周知を行っておけば、マイナンバーの取得・本人確認の混乱をかなりの割合で抑えることができます。
- ちなみに一般の会社であれば、取り扱うマイナンバーの大部分は従業員と扶養家族のもので、また、対象者についても正社員に限らず、アルバイト、契約社員等も、税務手続き、社会保険手続きでマイナンバーを必要とするのであれば、通知カードを捨てないように周知する必要があります。

マイナンバーに関して遵守してほしいことの共有

通知前に
出来れば周知

- マイナンバーは税務手続き・社会保険手続きしか取り扱えないため、これらと関係ない業務を行っている担当者は、マイナンバーを取得しないこと(源泉徴収票や住民票の写しにマイナンバーが記載されていても、これを黒塗り(マスキング)して受け取る)などマイナンバーを必要以上に扱わないことなど社内ルールの骨格だけでも作っておくとよいでしょう。
- ただし、実際に会社でマイナンバーを取り扱うようになる前までに、誰がマイナンバーを取り扱うかを明確にし、それらの者に対しては事前周知よりも詳しい内容の研修を行う必要があります。

マイナンバーの取得方法・本人確認書類の周知

決まっていれば
周知

- 通知カードに関する周知をする際に、会社がいつ、どのようなタイミングでマイナンバーを取得し、本人確認のために何の書類の提出を求めるのかを合わせて連絡できるとスムーズです。
- 現時点でそれらが決まっていない会社では、マイナンバーを実際に取得する必要があるのは、原則として法定調書提出のために必要な時期か、平成28年1月以降に健康保険組合またはハローワークから求められた時期、また、平成28年分の扶養控除等申告書を平成28年1月以降に従業員等が会社に提出する場合にマイナンバーを記載する必要があることを念頭においておくといよいでしょう。



気付き日報

ヒューマンイノベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00~17:30 (土日祝日および弊社休日を除く)

<http://nippou.org/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。